



## 日常に潜む 消費生活 トラブル

お問い合わせ  
消費生活センター  
☎ 0986-76-8823

## 今月の相談

大手電話会社の関連会社を名乗る業者から「アナログ回線が古くなったため、近々全ての電話回線はデジタル回線に切り替えられます。今なら無料で光回線への切り替え工事ができます。光回線にすると月々の電話料金も安くなります」という電話があった。必要な工事なら仕方ないと思って契約したが、光回線に切り替えた後は、逆にこれまでより料金が高くなった。話が違う。



### 固定電話のIP網移行に便乗した悪質勧誘

○NTTは2024年1月以降、固定電話のIP網への移行にともない局内設備の切り替え工事を行うと公表しています。

○IP網への移行後も現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。消費者側での手続きや工事は不要です。

○この切り替え工事の情報に便乗し「これまで通り電話を使い続けるためには光回線への切り替え工事が必要」「光回線にすると月々の料金が安くなる」といった嘘の説明をして新たな契約をさせようとする悪質な勧誘に関する相談が全国で増加しています。

困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ  
日時：7月12日(水)午前10時～正午  
場所：市役所本庁 南棟 2階多目的室②  
相談時間：1人30分 定員：4名  
※相談無料。事前申し込み順です。



問 市民環境課 ☎ 0986-76-8805 大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5923  
財部支所 地域振興課 ☎ 0986-72-0934  
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが対応します)

## 産前産後期間の保険料免除について

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(以下「産前産後期間」)は国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間免除されます。産前産後期間の免除は「保険料が免除された期間」も「保険料を納付したもの」として老後の年金額に反映されます。(通常は免除すればその分だけ老後の年金額は減ります。)

出産予定日の6カ月前から市役所窓口で届出可能です。郵送でも手続きできるので、早めの届出をお勧めします。

- ◎届出の際は以下の書類をご用意ください。
- 出産前に届出する場合  
出産予定日の記載がある母子健康手帳など
- 出産後に届出する場合  
出産日は市役所で確認できるため原則不要ですが、子が別世帯などの場合は出産日・親子関係を明らかにする書類が必要です。

※出産とは妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産・流産・早産された方を含みます。)

## 鹿屋年金事務所による出張年金相談

6月14日(水) 時間：午前9時30分～午後3時30分 場所：末吉本庁3階 第3委員会室  
相談は無料ですが予約が必要です。(予約先：市民環境課 国民年金係 ☎0986-76-8805) 定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、年金請求の相談が優先となります。

## こどものむし歯

毎日の習慣!  
健康  
コラム  
186号



曾於市では1歳6カ月児・2歳児・3歳児・4歳児に歯科健診があります。集団健診ではむし歯があるかないか? 歯肉の状態はどうか? かみ合わせや歯並びはどうか? お手入れはできているか? などの項目を歯科医師が診ます。むし歯の治療の必要があったり、かみ合わせや歯並びで経過をみていかないといけない場合は、かかりつけ歯科医で再度診てもらうように助言しています。

鹿児島県歯科口腔保健計画では3歳児でむし歯のない者の割合の目標値が88%以上なのですが、曾於市の令和3年度の結果が75.0%と県内でも低い値となっています。

曾於市の傾向として2歳児から3歳児にかけてむし歯のある子が急増しているため、2歳児歯科健診

後の生活習慣の改善が1つのカギといえます。むし歯の原因は身近にあります。おやつ選び方や与え方、歯みがきなど振り返り、改善することが大切です。治療はそう簡単にはできない年齢です。まず歯科医院の雰囲気慣れることから始まるので、大人はヤキモキしますが、根気良く通うことをお勧めします。

お問い合わせ  
こども未来課 ☎ 0986-76-1734

## 知ってほしい 税のこと 税チャンネル

市税などの  
納期内納付のお願い  
税務課 ☎ 0986-76-8804

令和5年度の市税などの納税通知書は、5月に固定資産税・軽自動車税の通知書を送付したところですが、6月には市県民税・国民健康保険税・介護保険料を、7月には後期高齢者医療保険料の納税(納入)通知書を送付します。それぞれ納期限日までの納付をお願いします。

### ◎納税の猶予制度について

風水害による財産の損失、長期の療養を必要とする病気やケガ、事業の休業止や損失などが、特別な事情により、納税が困難となったと認められる場合、申請により納税を猶予する期間を定め、その期間において分割して納付することができます。納税猶予の期間は原則1年で、その間の延滞金の減免や差

押えなどの滞納処分が執行されないなどの特例があります。

### ◎まずはご相談ください

納付困難となる方のほとんどが、放っておいた結果、滞納額が累積し延滞金もかさみ、さらに新年度分が課税されるため、なかなか追いつかなくなってしまつといったものです。納期限日までの納付が難しい場合は、早めにご相談ください。

### 6月の納期について

- 市県民税 1期
- 国民健康保険税 1期
- 介護保険料 1期

※口座振替を利用されている方は、6月30日に振替えしますので残高のご確認をお願いします。

